

発議案第6号

盛岡市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成26年9月30日

提出者	盛岡市議会議員	鈴木	礼子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木	努
〃	〃	神部	伸也
〃	〃	庄子	春治
〃	〃	高橋	和夫

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

第7条 市は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、国、県及び大学等の研究機関その他の関係機関と連携を図り、関係機関相互の協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、地域経済の活性化につながる取組を推進し、もって地域社会の持続的な発展に寄与しようとするものである。

〔 平成 26 年 9 月盛岡市議会定例会  
提出発議案 〕

平成 26 年 9 月 30 日提出

- 発議案第 7 号 私学助成の充実を求める意見書について  
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 文部科学大臣, 衆議院議長,  
参議院議長, 岩手県知事)
- 発議案第 8 号 「手話言語法 (仮称)」 制定を求める意見書について  
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 厚生労働大臣, 衆議院議長, 参議院議  
長)
- 発議案第 9 号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」 継続に関する意見書につい  
て  
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 財務大臣, 文部科学大臣, 衆議院議長,  
参議院議長)

※ ( ) 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第7号

私学助成の充実を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成26年9月30日

提出者	盛岡市議会議員	後藤	藤	百合子
賛成者	盛岡市議会議員	村	上	貢一
		鈴	木	一夫
		池	野	直友
		藤	澤	由蔵
		菊	田	隆
		鈴	木	努
		細	川	光正
		村	田	芳三
		佐々	木	弥一
		守	谷	祐志

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

## 私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかかる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、下記事項の実現について特段の配慮をするよう求めます。

### 記

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額等、私学助成金を更に充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月30日

盛岡市議会

発議案第9号

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する意見書  
について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成26年9月30日

提出者	盛岡市議会議員	後藤	百合子
賛成者	盛岡市議会議員	村上	貢一夫
		鈴木	直友
		池野	直蔵
		藤澤	由隆
		菊田	努
		鈴木	正三
		細川	光三
		村田	芳一
		佐々木	弥祐
		守谷	志

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

## 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に関する

### 意見書

現在、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。

その内容は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体を実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国が負担・支援するものであり、平成23年度の国の補正予算において、平成26年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。

事業対象の子ども数は全国で、平成23年度67,639人、平成24年度58,352人、平成25年度52,436人であり、支援の継続が必要です。学校現場からも平成26年で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。

よって、国においては、このような状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、下記事項を実現するよう強く求めます。

### 記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成27年度以降も引き続き、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月30日

盛岡市議会